

○立命館大学学びのコミュニティ集団形成助成金（正課外自主活動）規程

2012年5月16日

規程第988号

（目的）

第1条 立命館大学学びのコミュニティ集団形成助成金（正課外自主活動）（以下「助成金」という。）は、構成員の全部または一部が学部学生である集団が取り組む自主的な学習活動（以下「正課外自主活動」という。）の活動経費の一部を助成することにより、自主的に、かつ、集団で取り組む正課外自主活動の活性化をはかることを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

（対象となる活動）

第2条 助成金は、次の各号のいずれかに該当する活動であって1年度間に行うものを対象とする。

- (1) 本学の教育課程の目的を達成するために行う集団で取り組む活動
- (2) 学内外のコミュニティ形成を促進することを目的とした集団で取り組む活動
- (3) 本学の教学理念を活かして社会の要請に応えることを目的とした集団で取り組む活動

（助成件数）

第3条 助成の件数は、助成金の予算の範囲で決定する。

（助成金額）

第4条 助成金額は、1集団につき150,000円、300,000円または500,000円とする。

- 2 前項にかかわらず、出願書類にもとづき、1,000,000円を超える費用を必要とする活動であって、特に優れたものであると学生部長が認める活動には、1,000,000円を上限として助成することがある。

第5条 削除

第6条 削除

（募集）

第7条 募集は、毎年度1回5月に行う。

- 2 学生部長は、前項の募集のほか、必要に応じて助成金の募集を行うことができる。

（出願）

第8条 助成を希望する集団は、募集要項に定める期限までに所定の出願書類を学生部長に提出しなければならない。

(出願資格)

第9条 助成金に出願する集団は、次の各号のすべてを満たさなければならない。

- (1) 学部に進学する学生3名以上を構成員に含むこと。
- (2) 専任教職員の推薦を受けていること。

2 前項にかかわらず、立命館大学正課外活動活性化・高度化助成金の対象となる集団は出願することができない。

3 第1項にかかわらず、集団に停学の懲戒を受けた学生が含まれる場合は、停学の期間を含む年度は、出願することができない。

(出願制限)

第10条 過去に助成金を助成された集団は、出願できない。ただし、次の各号のいずれかを満たす場合、出願を妨げない。

- (1) 出願の内容となる活動の目的が過去に助成を受けたときとは異なる場合
- (2) 過去に助成を受けたときの活動の目的および計画をさらに高度化する目標および計画を有する場合

(選考および決定)

第11条 助成対象は、学生部長が決定する。

2 助成対象の選考は、次の各号に定める選考基準を総合的に判断して行う。

- (1) 実現したい目標の明確性
- (2) 計画の具体性および実現可能性

3 第10条第2号により出願をした集団の選考は、前項の選考基準に次の各号に定める選考基準を加えて行う。

- (1) 活動実績
- (2) 活動実績から見出された課題を解決するための方策の有無とその実現可能性

4 前項で助成対象となった集団の助成金額は、査定により決定する。

(査定の対象)

第11条の2 前条第4項の査定は、活動に要する費用のうち次の各号に掲げるものを対象として行う。

- (1) 謝礼
- (2) 施設使用料
- (3) 交通費
- (4) 宿泊費

- (5) 備品費
- (6) 保険加入料
- (7) 印刷費
- (8) 運搬費
- (9) 参加費
- (10) その他学生部長が必要と認めた費用

2 前項の費用で集団の構成員個人ごとに算定が可能なものについては、集団の構成員のうち本大学の学生以外の者のための費用は、査定の対象とすることができない。

(通知)

第12条 学生部長は助成が決定した集団に対し、助成の決定および手続を通知する。

(助成が決定した集団の義務)

第13条 助成が決定した集団は、助成金の助成を受けるために、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 活動報告書を提出すること。
- (2) 本大学から求められた場合は成果発表を行うこと。
- (3) 助成金の使用状況について領収書その他の証憑を提出し、確認を受けること。
- (4) 前号の確認の結果、助成金に残額がある場合は、本大学に戻入すること。

(助成方法)

第14条 助成は、助成が決定した集団に属する学生名義の銀行口座に振り込む方法により行う。

第15条 削除

(併給)

第16条 集団に属する学生が、次の各号に掲げる奨学金または助成金のいずれかを受給している場合であって、出願書類に記載された活動の目的が同一のときは、当該学生が属する集団は、助成金の併給ができない。

- (1) 立命館大学学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金（正課授業）
- (2) 立命館大学異文化交流助成金
- (3) 立命館大学＋R校友会未来人財育成奨学金（成長支援）
- (4) 立命館大学アスリート・クリエイター育成奨学金
- (5) 立命館大学＋R Challenge奨学金

(助成の取消し)

第17条 学生部長は、助成が決定した集団が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を取り消すことがある。

- (1) 構成員の学生が停学または退学の懲戒を受けたとき。
- (2) 第8条および第13条の事項に関し虚偽の記載その他の不正の事実が判明したとき。
- (3) 正当な理由なく第13条に定める事項を行わなかったとき。

(返還)

第18条 学生部長は、前条により助成が取り消された集団に対し、助成金の返還を求める。

2 前項により助成金の返還を求められた集団は、返還を求められた日から起算して2週間以内に助成金を返還しなければならない。

(学生部長の報告義務)

第19条 学生部長は、第17条により助成を取り消したときは、学生生活会議に報告しなければならない。

(施行細目)

第20条 施行にかかわる細目は、学生部長が定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2012年5月16日より施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則 (2017年4月19日 規程名称、助成金額、助成期間等の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年4月19日から施行し、2017年4月1日から適用する。